

厚生労働科学研究費補助金 障害保健福祉総合研究事業

強度行動障害の評価尺度と支援手法に関する研究(研究代表者:井上雅彦)への研究協力

1. 分担研究テーマ

「強度行動障害のある人たちへの有効な移行支援とフォローアップの検討」

2. 研究協力の依頼

上記の代表研究者から、強度行動障害のある人たちの地域移行支援やフォローアップについて、実際に取り組んでいる福祉現場からのエビデンスの提出を依頼された。もちろん、全国自閉症者施設協議会のデータ提供が前提となるので、調査研究委員会を設けて協力していく。

3. 依頼を受けた研究の期間

平成 22 年度（予備的研究）、および平成 23 年度（研究まとめ）の 2 年間

4. 目的

- (1) 予備調査…強度行動障害に特化した支援を経て地域移行した利用者の人数、他の状況を概略的に把握する。なお移行先としては、家庭、地域の通所作業所やケアホーム、一般の知的障害者入所施設などがあげられる。
- (2) 本調査…これまでの強度行動障害へのさまざまな取り組みの中で、移行に向けた支援やフォローアップ、退所後に利用している福祉サービスの内容を調査し、地域移行や定着を促進するための有効なサービス内容を抽出する。
- (3) 最終報告…具体的なサービスの手法や量、それに必要な費用を概算できるエビデンスの提出が期待されている。
- (4) 付随調査…強度行動障害の評価尺度の再構築に関する意見や考え方、要望等を整理し、これを担当する分担研究へ反映させていく。

5. 方法

(a) 対象者

成人を対象とした全自者協会員施設（入所施設）の退所者のうち、入所期間内に強度行動障害支援事業を利用した者、もしくはこの判定基準に該当していた者に一定期間これに準ずる支援を行なった後、退所して地域移行した者。このうち、後者の中には、日中のみの利用や短期入所などによる行動改善の取り組みも含まれる。

(b) 調査期間

代表研究者からは「過去5年間の移行支援の人数」と提案されたが、実際には上記した「(1) 予備調査」の結果を吟味し、調査期間を決める。

(c) 調査の手続き

◇予備調査

すべての全自者協正会員施設（児童施設を除く入所施設）について、強度行動障害に特化した支援を経て地域移行した利用者の有無、人数、その他の状況に関するアンケート調査を行なう（→本調査対象者、調査期間等の選定）。

◇本調査

- ①あさけ学園データ「別表：強度行動障害（特別処遇事業）特別加算費対象者」20名について、当時の担当職員や家族などの関係者の聴き取り調査を実施する。
- ②これらの結果を参考にして、移行に向けた支援やフォローアップ（別紙：図を参照）、退所後（現在）利用している福祉サービスの内容に関する調査票（個人票）を作成する。
- ③調査票（個人票）の回答は、強度行動障害支援事業（または、それに準じた取り組み）を実施した全自者協正会員施設が取りまとめる。例えば、情報量の不十分な項目については、関係者からの聴き取り等で補完する。

6. 実施のスケジュール

総会・理事会の開催時に調査研究の進捗状況を報告し、その都度承認を得ていく。

期 日	予 定・ス ケ ジ ュ ー ル	備 考
平成 22 年 12 月	・予備調査票（施設調査票）を郵送し、回収・集計する ・このデータに基づき、本調査対象者を選定する	
平成 23 年 4 月	・あさけ学園データの結果を平成 22 年度研究報告書にまとめ、代表研究者に提出する ・このデータを参照し、本調査項目案を作成する	平成 22 年度研究報告書の提出 第 1 回調査委員会
平成 23 年 6 月	・本調査票（個人票）を郵送し、回収・集計する	
平成 23 年 12 月	・本調査の集計結果を検討する	第 2 回調査委員会
平成 24 年 2 月	・調査結果から得られた知見に基づき、最終報告案を検討する	第 3 回調査委員会
平成 24 年 4 月	・最終報告案を平成 23 年度研究報告書にまとめ、代表研究者に提出する	平成 23 年度研究報告書の提出

強度行動障害を示す人たちの地域移行調査票（予備調査）

◇調査対象者…次のような利用者が対象となります。よく読んでからお答えください

- ①旧法の強度行動障害特別処遇事業や強度行動障害支援加算事業、あるいは障害者自立支援法の類した事業など、貴施設の強度行動障害に特化した支援事業の利用を経て地域移行した退所者。ここでいう移行先には、家庭、地域の通所施設や作業所、グループホームやケアホーム、一般の知的障害者入所施設などが含まれる
- ②旧法における強度行動障害の判定基準で20点以上、または障害者自立支援法の認定調査における行動関連項目の合計点数が15点以上を示していた者で、①のような既存の強度行動障害支援事業は実施していないが、それに特化した支援を一定期間行なった後、退所して地域移行した者。この中には、日中のみの療育支援や短期入所などによる行動改善の取り組みも含まれる

1. はじめに、下の欄に必要事項を記入してください

施設(事業所)の名称	
記入者の職名と氏名	

2. 上記した①と②の「調査対象者」について、貴施設を退所した年度ごとに分けた人数をそれぞれ該当する欄に記入してください(該当する利用者がいない場合、第3表右の合計人数の欄に「0」人と記入してください)

[第1表]	平成8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
①に該当する退所者数	人	人	人	人	人
②に該当する退所者数	人	人	人	人	人

[第2表]	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
①に該当する退所者数	人	人	人	人	人
②に該当する退所者数	人	人	人	人	人

[第3表]	18年度	19年度	20年度	21年度	合計人数
①に該当する退所者数	人	人	人	人	人
②に該当する退所者数	人	人	人	人	人

3. 強度行動障害の評価についての意見や考え方、要望などを自由にお書きください

平成23年度厚労科学研究への研究協力について(全自者協施設における強度支援終了者のアフターケア調査の実施)

1. 予備調査データの回収

調査対象施設(自閉症施設を除く入所施設) 61施設のうち

回答あり 37施設 (72.5%)

回答なし 14施設 (27.5%)

2. 強度行動障害を示す人たちの地域移行の推移 (全体)

施設名	H08	H09	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	計	H15年～
事業該当者数	7	5	3	6	1	1	3	0	1	2	4	6	15	4	58	32
施設数	2	2	1	2	1	1	2	0	1	1	2	4	4	3	7	
事業非該当者数	0	0	3	0	0	1	0	2	2	3	3	2	3	5	24	20
施設数	0	0	3	0	0	1	0	2	2	2	2	2	1	2	8	
延べ施設数	2	2	4	2	1	2	2	2	3	3	4	6	5	5	12	11

3. 強度行動障害を示す人たちの地域移行の推移 (施設別)

No.	施設名	強度支援事業	H08	H09	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	計		
		事業該当者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	
		非該当者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		事業該当者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		非該当者	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3	6
		事業該当者	3	1	0	2	1	1	1	0	0	0	0	0	1	3	0	13	
		非該当者	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		事業該当者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	
		非該当者	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	1	3	2	10	
		事業該当者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		非該当者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
		事業該当者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		非該当者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		事業該当者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	8	1	14	
		非該当者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		事業該当者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	
		非該当者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	
		事業該当者	4	0	0	4	0	0	2	0	1	2	0	2	2	0	0	17	
		非該当者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		事業該当者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		非該当者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
		事業該当者	0	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	9	
		非該当者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		事業該当者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		非該当者	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

4. 平成23年度調査研究に関する検討事項

(1) 調査期間

予備調査結果(2)・(3)から、平成15年度以降の強度行動障害支援終了者(合計52人、11施設)を提案する。

なお、平成15年度は措置費制度から支援費制度に移行した区切りの時期でもあるため。

(2) 調査研究委員の構成

・あさけ学園(近藤 裕彦、研究協力者)

・あかりの家

・厚田はまなす園、もしくは札幌市自閉症者自立支援センター

・袖ヶ浦ひかりの学園 (3施設から各1名、合計4人)

(3) 研究スケジュールの修正

6月 調査研究委員の選定

7月 第1回委員会の開催 …調査票の作成

9月 調査の実施

12月 第2回委員会の開催 …調査結果の検討

2月 調査報告書の作成・提出 … おそらく家庭復帰して通所の事業所等を利用する者と、GH/CH利用者の2パターンになると思われる。

(4) 調査研究費用の支出について

全自者協には、近藤(あさけ学園)を除く委員3人の委員会2回分の旅費及び宿泊費、日当の支出を依頼する。

(資料)全自者協予備調査データ 2010

自由回答:「強度行動障害の評価についての意見や考え方、要望など」
—類似した回答内容を(1)~(6)のように分類し、命名したもので、数字は施設No.を示す—

(1) 環境要因の影響の大きさ

- 1 環境要因に左右されるので客観的な評価が難しい。
- 2 自閉症専門の入所施設の利用者は、整えられた環境であるため、該当する可能性が低くな
- 7 個人の生活や支援等の環境によって、困難性が異なってくると思われるので、判定に環境要因も必要である。
- 15 本人の置かれている環境(家庭、施設など)に左右されるところが大きい。
- 29 支援者の質、関係性等の対人的環境が大事である。

(2) 行動の質や強度(程度)の評価の重要性

- 9 頻度だけでなく、判定に質や強度を重視する必要がある。
- 14 頻度などが評価の尺度になっているが、ある個人が24時間同じ程度の強度行動障害を表出していたら生きていけないと思う。そのため、頻度の評価というよりも行動障害の程度や困難度などが評価されないと点数が低く出てしまう傾向がある。
- 18 頻度等では数量化できない難しさがあり、これまでの評価では表わしきれない部分がある。
- 19 判断基準は頻度を尺度にしているが、支援の必要度を測る基準としては、その行為の強度も尺度に含めていかないと、実際に必要なサービスを受けられない場合が出てくる。
- 20 単なる頻度や数だけで評価するのではなく、生じた行動の重篤さ(自傷、他害)こそを質的に評価すべきである。

(3) 単発的または低頻度であるが、危険で激しい行動の評価

- 3 大きなパニックや他害行為のある方は点数に反映されやすいが、著しい特定のこだわりのみが常時みられる方は点数に反映させにくい。
- 5 1項目のみ激しく対応困難であっても、事業対象とはならない。
- 8 特にひとつの行為だけが問題になっている人でも、それがほぼ毎日であれば、生命の危険に関する問題になりかねない場合もある。
- 16 他害、破損等、1項目のみの問題行動で手厚い支援が必要とされるケースもある。
- 28 合計点数が基準に満たなくても、ひとつの関連項目だけで十分に強度行動障害と言えるケースもあると考えられる。例えば、こだわりの強さが尋常でなく、常に1対1対応が必要な場合。

(4) その他、評価に関する意見

- 10 発達障害と言うよりも、むしろ精神科領域の疾患が合併しているとみた方が良いと思われるケースにおける判断と行動障害との整合性をどうするのか。
- 13 行動障害の内容や評価において、表現が曖昧で、どの程度が激しいのか、強いのか、著しいのか、評価する人によって大きな差が出るのではないか。
- 26 地域生活支援に視点を移すと、基準や評価にこれまで以上の要素を付加していく必要がある
- 31 障害の軽重にかかわらず、その人に必要とされるニーズや支援の評価が必要である。

(5) 重度障害者加算について

- 6 重度障害者加算の単価も低い。
- 12 重度障害者加算Ⅱは、対象となる利用者全員に加算を付けて、それに必要な人員を配置しなければならぬため、区分の高い対象者の加算額では必要な人員を配置することが困難である。
- 27 重度支援加算において、入所時に大きな支援課題となる睡眠の乱れや排泄等に関わる問題が除外されたことに疑問を感じる。

(6) 地域移行の取り組みと問題点

- 4 短期入所を使った取り組みの有効な場合が少なくない。しかし、これらを一般の短期入所事業の枠内で行うには負担が大きい。
- 11 強度行動障害をもつ人を受け入れてくれるケアホームが必要である。そのためにも、小規模なケアホームでも経営が成り立つよう法改正を願う。
- 17 地域移行とされているが、現実には短期入所を転々と利用したり、入所もできず、ケアホームにも行けず、長期の短期入所を利用している状況もみられる。
- 21 人的、物理的環境の整備によって行動障害の発生を予防していることも評価し、報酬に反映すべきである。
- 22 短期入所や移行後の施設(事業所)に対するアフターケア加算も行うべきである。
- 23 アフターケアを行なうケースワーカーの配置も必要である。
- 24 強度行動障害の人たちの地域移行について、その準備と導入後も時間と人が必要である。
- 25 強度行動障害のある人が移行するグループホームへの補助が少ない。
- 30 施設ではうまくいっても行き場がなかったり、出て行ってもまたやり直しになる人もいる。

厚生労働科学研究費補助金(障害保健福祉総合研究事業)

(主任研究者 井上雅彦)

分担研究報告書

あさけ学園の強度行動障害支援事業終了者の福祉サービスの利用状況

研究協力者 近藤 裕彦 社会福祉法人檜の里 あさけ学園
廣田 昌俊 社会福祉法人檜の里 あさけ学園

研究要旨

地域の中で強度行動障害を示す人たちが安心して暮らすのに必要な福祉サービスの形態や量、プログラムの検討に向けた予備的研究を実施した。調査は、あさけ学園の強度行動障害支援事業を終了した知的障害や自閉症のある 21 人を対象とした。対象者全員の家族もしくは現在利用中の福祉サービス事業所から、障害者福祉サービス受給者証の支給決定量、他に関する回答を得た。結果は、(1)事業の利用開始時と終了時を比較した強度行動障害判定基準(旧法)の各項目の点数の変化、(2)利用開始前から終了時、現在までの受け入れ先の推移、(3)現在、家庭や地域に戻って生活している者 11 人の障害福祉サービス受給内容、他の分析を中心に行ない、来年度に計画している全国規模の調査の項目作成のための知見や課題などが提起された。

A. はじめに

あさけ学園では、強度行動障害特別処遇事業実施要綱が定められた翌年から(1994年)、定員 4 名でこの事業を開始した。その後、強度行動障害支援加算事業による定員増を経て、障害者自立支援法の新体系事業へ移行した 2009 年 4 月までの約 15 年の間、三重県内の近隣の障害福祉圏域を中心に受け入れた 17 人と、園内ケース(すでにあさけ学園に入所していた者) 7 人の合計 24 人に対して、行動障害を改善し、家庭や地域の通所施設、あるいは一般の入所施設に戻すために、以下のような療育支援プログラムを展開してきた。

1. 強度行動障害をどう考えるか?

- 基本的な障害の重さそのものや、生物学的な不全や疾病等に起因する問題というよりも、基本的な障害に二次的に積み重ねられた人格形成過程における不適切な育ちや対応の結果に起因する行動障害が対象となる。
- 積極的な医学的治療の必要な精神的な障害、生物学的な障害に起因した最重度の知的障害などは除外する。
- 行動障害の判定や療育効果の評価は、本来の生活の場である地域/家庭における行動と、そこでかかわる人たちとの相

互関連性をもって行なう必要がある。

2. 基本的な療育方針

- ・個々の障害を標的とした狭義のリハビリテーションや薬物療法だけでなく、二次的に積み重ねられた人格形成過程の困難に焦点を置いた広義の療育活動（労働、日常生活行動、余暇活動、他）が不可欠であり、いかにして障害のある人たちをわれわれの文化／社会に引き入れていき、大人として育てるかが大きな課題である。
- ・最終的な目標は、個々の生活スキルの習得や行動障害そのものの抑制にとどまらず、環境やそこでかかわる人たちとの関係のあり方や社会的な人としての姿勢（構え）の育成を重要視している。

3. 療育支援プログラム、配慮した点

あさけ学園における強度行動障害を示す人たちの支援モデルを表1に示す。それぞれ前期、中期、後期に分けた3年間で地域へ戻るためのプログラムを組み立てていく際に、次の三点に配慮した。

- 1) 家庭で行動障害を生じさせないためのプログラム
- 2) 移行先において行動障害を生じさせないためのプログラム
- 3) 地域／家庭生活にかかわる関係機関の継続支援システム

B. 目的

今回は、地域の中で強度行動障害を示す人たちが安心して暮らすのに必要な福祉サービスの形態や量、内容などの検討に向けての予備的調査を実施した。具体的には、

上記したように、あさけ学園で強度行動障害に関する療育支援事業を利用した24人の知的障害もしくは自閉症のある人たちの転帰、および福祉サービス利用の現状について調査する。

C. 方法

1. 調査の対象

あさけ学園で強度行動障害支援事業（強度行動障害特別処遇事業、強度行動障害支援加算事業）を利用した知的障害もしくは自閉症のある24人（男21人、女3人）のうち、途中で事業を中断した3人を除く21人を対象とする。

表2から、障害種別は、知的障害を合併する自閉症が17人（81.0%）と大部分を占めており、わずかに知的障害のみや他の障害のある者も含まれている。

知的機能障害の水準について、全体に重い者が多く、測定不能と最重度10人、重度6人を合わせて約3/4（76.2%）に達しており、他は中度5人となっている。

地域から受け入れた15人の利用開始時の年齢をみると、養護学校高等部（当時）卒業後（18～19歳）が6人、他の9人は卒業後の数年を地域の作業所等に通う間に行動障害が激しくなって利用に至ったもので、20歳台前半に利用を始めている。また、園内ケース6人の開始年齢はやや高く、すべて20歳台後半から30歳以上にわたっている。

利用期間について、13人（61.9%）が既定の3年間で事業を終了した。期間を延長した者は、1年以内が2人、それ以上の延長を要した者が6人となっている（最長利用期間8年）。

受給内容、他の分布を表7に示す。

2. 強度行動障害判定（旧法）の点数

利用開始時の判定では、平均 26.9、Max. 51 点なのに対して、大部分が終了時に事業対象外の水準まで軽減した。このうち、10～19 点が 10 人（47.6%）、7～9 点が 8 人（38.1%）となった反面で、20 点以上の高い水準にとどまっている者も 3 人（14.3%）みられた。

3. 障害福祉サービスの受給状況、他の調査

対象者の所持している障害者福祉サービス受給者証の支給決定量に基づき、以下の①～⑤の項目からなる「強度行動障害支援に関するフォローアップ調査」を行なった。電話で家族や本人が現在利用している福祉サービス事業所から承諾を得た後、直接聞き取りや郵便で調査を行ない、21 人全員から回答を得た。

- ①障害程度区分
- ②重度障害者支援加算の有無
- ③個別給付（居宅介護、行動援護、短期入所、生活介護）の支給決定量と利用状況
- ④地域生活支援事業（移動支援、日中一時支援）の支給決定量と利用状況
- ⑤その他、医療機関の利用状況、日中活動の場への通所手段、通所時の支援状況

4. 結果の整理

- 1) 利用開始時と終了時を比較した各項目の点数の変化を表3～6に示す。
- 2) 利用開始前から終了後、現在までの利用者の受け入れ先の推移を図1に示す。
- 3) 事業終了者のうち、現在家庭や地域で生活している 11 人の障害福祉サービス

C. 結果

(1) 利用開始時と終了時を比較した各項目の点数の変化

強度行動障害判定基準（旧法）の 11 項目について、全国自閉症者施設協議会（2008）による 5 因子を用いて利用開始時と終了時の点数を比較した。

なお、第IV因子は、障害者自立支援法の行動援護や重度障害者等包括支援の認定項目のみの因子なので含めていない。

以下にあげた各因子に負荷の高い 2～3 項目の合計点数の分布について、縦軸に利用開始時、横軸に終了時を示す（表3～6）。分布の幅は、第I～III因子（3 項目）が 0～15 点、第V因子（2 項目）は 0～10 点の範囲にある。

第I因子…多動、固執、奇声

第II因子…自傷、他傷、破壊

第III因子…摂食、排泄、睡眠

第IV因子…コミュニケーション

第V因子…パニックへの対応、他者へ恐怖を与える

表3～6から、第II・III因子における点数の減少が顕著で、すべての対象者が終了時に 5 点以下の低い水準に達している。その反面で、第I因子では 6 点以上が終了時に 6 人（28.6%）、第V因子では 10 点の者が 4 人（19.0%）残っている。

これらの結果から、強度行動障害を示す人たちへの支援において、利用期間内に自分や他者もしくは器物等への攻撃を鎮静化することや、食事や排泄、睡眠など、24 時間の生活リズムのくずれを整えることの重要性が再認識された。しかしながら、多動

や固執性、奇声などは自閉症の基本的障害との関連性が高く、時折出現するパニックへの対応や恐怖が拭い去られたわけではないことから、事業終了後も継続したフォローアップが不可欠と考えられる。

(2) 事業利用前から終了後、現在までの利用者の受け入れ先の推移

今回の対象となった、あさけ学園における強度行動障害支援事業の利用者の受け入れ先について、その推移を図1に示す。

地域から受け入れた17人のうち、利用開始前に家庭で生活していた者13人(76.5%)の内訳は、養護学校高等部(当時)4人、通所の作業所等9人(うち長期欠勤の状態にあった者5人)で、ほとんどの者は行き場がなく、とても困っている状態にあった。他の4人は、児童入所施設2人、更生入所施設1人、精神病院入院1人となっていた。そして本事業を終了した後、家庭に戻って作業所等へ通所が11人、一般の入所更生施設に2人が移行した。この中で、本事業利用前に入所施設や作業所等へ復帰した者と、新たに実習などを経て新規に行き場を見つけた者の割合は約半数ずつで、現在も10人が事業終了時と同じ事業所を利用している。その後、他の作業所へ移行、行き場がなく在宅、あさけ学園へ再入所がそれぞれ1人みられる。さらに、継続してあさけ学園を利用中(受け入れ待機中)が2人残っている。

また、すでにあさけ学園に入所していて本事業を利用した7人(園内ケース)のうち、6人は計画どおりのプログラムを終了し、通常の利用形態に戻った。現在、この中で2人が退所して、それぞれ通所の作業

所、一般の入所施設に移行している。

(3) 家庭や地域で生活している事業終了者の障害福祉サービス受給状況、他

前記した「強度行動障害支援に関するフォローアップ調査」を作成し、家庭や地域で生活している事業終了者11人の障害者福祉サービス受給者証の内容、他を調べた(表7)。具体的には、先の項目内容に加えて、背景情報(フェイスシート)から得られた、性別、障害種別、知的機能障害の水準、事業終了時の強度行動障害点数、利用開始前の状況との関連性を検討した。

(a) 個別給付および地域活動支援事業のサービス受給状況

表7から、個別給付および地域活動支援事業によるサービスを受けている者は、居宅介護1人、行動援護3人(すべて複数介護可)、短期入所11人全員(うち重度支援2人)、平日のほぼ毎日生活介護等の日中活動に通っている者10人、移動支援4人(うち複数介護可2人)、日中一時支援7人となっている。障害程度区分をみると、区分4が3人、区分5が1人に比して、区分6が7人を占めている。なお、行動援護を除き、他のほとんどの事業は現在居住している市町内の居宅介護事業所で利用可能な状況にあった。

この中で短期入所については、昨年の利用頻度、1回あたりのおよその日数、利用している事業所(施設)の数も調べた。実際には、定期的に月数回と比較的多く利用する者は4人で、いずれも複数の事業所にまたがっている。また、年間数回程度で不定期に利用するのは7人であるが、あさけ

学園以外では短期入所の困難な状態にある者が大部分で、居住する市町内の事業所を利用しているのは1人だけであった。1回あたりの利用日数は通常2～5日の範囲にあるが、例えば、日常的に養育している両親の一方が入院療養した場合などに、あさけ学園で1ヶ月以上のロングステイを実施した事例もいくつかみられる。

その他の項目では、通所時に介助の必要者10人、地域の相談支援事業所に登録している者と、精神科を受診（薬物治療）している者は11人全員にのぼっている。

(b) 障害福祉サービス受給内容による地域生活者11人の類型化

表7のとおり、背景情報、個別給付および地域生活支援事業の支給決定量、他の内容から、11人の地域生活者への支援の様子について、太線で4つの類型（タイプ）に分けて考えられる。

(1) No. 3、8、9、10について（4人）

事業終了時の強度行動障害点数が20点前後と高く、障害程度区分も全員6で、最重度の知的機能障害を合併している者がほとんどである（3/4人）。いずれも行動援護や移動支援は複数介護可で、行動援護の支給量が最大120時間/月にのぼり、居宅介護を併用している者も1人含まれている。毎日の日中活動の場へ通う時も常に複数で介助している。短期入所の利用も、定期的に月数回と比較的多く、いずれも複数の事業所にまたがっている。4人中2人の支給量は上限の30日/月で、常にロングステイが可能な量に設定してある。

これは最も手厚い支援のタイプであるが、

平日のほとんどを通所して日中活動の場で比較的安定して過ごしていることが地域生活を維持できた大きな要因と考えられる。一般的に、平日は送迎や日中活動時間の1対1の支援に加えて、日中一時支援で約1～2時間の延長を行なって母親の家事等の時間を保障し、休日は短期入所につながりような形態をとっているケースが多く、家族と支援者相互の連絡や調整等が重要なポイントと考えられる。

(2) No. 1について（1人）

事業終了時の強度点数が11点、障害程度区分6、最重度の知的機能水準にある。本人ができる作業活動の幅も限られており、地域内に適した日中活動の場がなく、主に在宅生活を送っている。あさけ診療所には定期的に通院しており、自閉症・発達障害センターも利用している。不安定になりやすい時期が把握できているので、1週間/回ほどの短期入所をあさけ学園で年数回実施して対応している。

(3) No. 4、5、6、7、13について（5人）

事業終了後の強度点数が9～15点、障害程度区分4～6とバラつきがみられる。5人とも通所時の送迎や付き添いが必要なものの、平日のほとんどを通所して日中活動の場で比較的安定して過ごしており、あさけ診療所の定期的な通院、もしくは自閉症・発達障害支援センターとも連絡を取っている。あさけ学園以外での短期入所の利用は難しく、数日間/回ほどの短期入所をあさけ学園で年数回実施することでほぼ対応できている。一般的にみて、適時の調整や対応が不可欠なタイプと考えられる。

(4) No. 2 について (1 人)

事業終了後の強度点数 8、障害程度区分 6 の水準にある。乗務員等との綿密な連絡体制のもとで公共交通機関による通所が可能で、平日のほとんどを通所して日中活動の場で安定して過ごしている。短期入所は、通所中の作業所と同法人内の事業所を年 1 回ほど利用している。医療面は、あさけ診療所から紹介された地域内の病院で薬物治療を続けている。地域の相談支援事業所を通じて、園内の自閉症・発達障害支援センターに連絡が入るようになっており、比較的落ち着いた地域生活を送っている。

(4) 事業終了後、施設入所支援を利用している者の障害福祉サービス受給状況

園内ケースを含めて施設入所支援を利用している 10 人について、障害程度区分 4 が 1 人、区分 5 が 2 人に比して、区分 6 は 7 人と多くなっている。このうち、重度障害者加算の該当者はわずかに 2 人のみとなっている。

D. 考察

今回の予備的研究において、あさけ学園の強度行動障害支援事業終了者のうち、地域に戻って家庭で生活している 11 人と一般の施設入所支援、またはあさけ学園を現在利用中の 10 人をフォローアップし、障害福祉サービス受給状況、他の様子についてデータを得ることができた。

最後に、将来に向けた課題について述べる。

利用終了時の強度点数をみると、ほとんどが事業対象外の水準 (20 点未満) まで減

少し、単純に考えれば「行動障害が改善した」と理解できるかもしれない。しかしながら、激しい行動障害へエスカレートする可能性のある多動や固執性、パニックへの対応の大変さや恐怖などはかなり残存しており、常に緊張状態にある事例がいくつも見出された。

こうした中で、家庭や地域で彼らにかかわる人たちにとって、もちろん障害者福祉サービスの十分な支給決定量は大きな助けとなるが、それ以上に、普段の対応で手に負えなくなった時、早急に支援してくれる相談事業所や短期入所先、医療機関などの存在が欠かせないことも明らかになった。来年度は、障害福祉サービス等の制度面にとどまらず、上記した地域支援を支えている関係機関の連携や支援のあり方や具体的な内容についても有意義な調査研究を進めていきたい。

E. 文献

- 奥野宏二・近藤裕彦・梅永雄二 (2009). 青年期・成人期自閉症の福祉的支援 高木隆郎 (編) 自閉症—幼児期精神病から発達障害へ—. 星和書店, pp.181-248.
- 全国自閉症者施設協議会 (2008). 自閉症や強度行動障害を示す人たちへの支援に関する実態調査 調査研究報告書. 平成 19 年度障害者保健福祉推進事業 (障害者自立支援調査研究プロジェクト).
- 全国自閉症者施設協議会 (2009). 自閉症や強度行動障害を示す人たちへの支援を効果的に行なうための事例調査および事例検討 調査研究報告書. 平成 20 年度障害者保健福祉推進事業 (障害者自立支援調査研究プロジェクト).

表1. 強度行動障害を示す人々への療育支援プログラム

	事業開始	初期	中期	後期	アフターケア
本人の支援の展開とスタッフの体制	情報の収集と整理、基本的な療育構造の設定	一定期間、特定スタッフを24時間継続配置	特定スタッフから全体の職員へ般化	支援スタッフを通常に近い対人関係へ拡大	地域の関係機関にバトンタッチ
	・支援形態の選定 ・利用の目的、期間、終了後の方向性の協議	(わかりやすい生活プログラムや環境の設定による) ・不安・混乱の沈静 ・生理的リズム/生活リズムの確立 ・行動要因分析	・行動化の抑制 ・不適切な行動の修正と適切なスキルの習得 ・自己信頼/他者信頼の回復	・現実検討の促進 ・家庭への介入支援 ・移行先との事例検討やスタッフ実習の受け入れ ・移行先への見学・実習	・家庭、移行先への訪問 ・相談機関による状況把握 ・調整会議、短期入所の実施
家族支援の展開	本人に入所決定を伝え、利用の目的/期間の明示	毎週帰宅時/帰園時の面談	・家庭生活に向けた支援プログラム ・約束事の設定と親機能の回復	・他の家族成員へ関係修復の拡大 ・作業所等の日中活動の場の支援機能の促進/回復	
関係機関との連携	・家庭状況の把握 ・目的、事業終了後の方向性に基づく支援計画の作成	・事例検討会/調整会議の開催 ・定期訪問(福祉事務所、相談支援コーディネーター、他)			地域支援会議の開催

表2. あさけ学園の強度行動障害支援事業利用者の概要

No.	性	開始時年齢	診断	知的水準	強度行動障害点数		事業終了後の転帰
					開始時	終了時	
1	M	19	自閉	重度	26	15	通所⇒再入所
2	M	22	MR	最重度	23	11	通所⇒在宅
3	M	17	自閉	中度	22	中断	
4	M	26	自閉	最重度	27	20	園内ケース⇒継続中
5	M	25	自閉	最重度	24	14	一般入所⇒継続中
6	M	19	自閉	最重度	22	15	あさけ学園通所⇒検討中
7	M	23	自閉	中度	20	8	通所⇒継続中
8	M	25	自閉	最重度	24	20	通所⇒継続中
9	M	29	自閉・他	重度	22	13	園内ケース⇒一般入所
10	M	26	自閉	最重度	32	9	通所⇒継続中
11	M	20	自閉	重度	29	13	通所⇒継続中
12	M	18	自閉	中度	20	10	通所⇒継続中
13	F	38	自閉	最重度	28	9	園内ケース⇒継続中
14	M	20	MR	重度	22	中断	
15	M	29	自閉	最重度	21	8	一般入所⇒継続中
16	M	20	MR	中度	22	7	あさけ学園入所⇒検討中
17	M	24	自閉	中度	45	9	通所⇒継続中
18	M	38	自閉	最重度	42	中断	
19	M	35	自閉	重度	21	9	園内ケース⇒継続中
20	M	18	自閉	中度	51	19	通所⇒継続中
21	M	36	自閉	重度	24	12	園内ケース⇒通所
22	M	18	MR	最重度	26	26	通所⇒継続中
23	F	17	自閉	最重度	24	11	通所⇒継続中
24	M	34	自閉	重度	29	7	園内ケース⇒継続中

※「強度行動障害点数」は旧法の判定基準表による。

表3. 利用開始時(縦軸)と終了時(横軸)の強度点数の変化－第I因子

開始\終了	0～2	3～5	6～8	9～11点	計
0～2	0	0	0	0	0
3～5	2	2	0	0	4
6～8	2	4	0	0	6
9～11	2	1	2	3	8
12点以上	1	1	0	1	3
小計	7	8	2	4	21

表4. 利用開始時(縦軸)と終了時(横軸)の強度点数の変化－第II因子

開始\終了	0～2	3～5	6～8	9～11点	計
0～2	1	0	0	0	1
3～5	5	3	0	0	8
6～8	3	2	0	0	5
9～11	3	2	0	0	5
12点以上	2	0	0	0	2
小計	14	7	0	0	21

表5. 利用開始時(縦軸)と終了時(横軸)の強度点数の変化－第III因子

開始\終了	0～2	3～5	6～8	9～11点	計
0～2	7	0	0	0	7
3～5	8	4	0	0	12
6～8	1	0	0	0	1
9～11	0	0	0	0	0
12点以上	0	1	0	0	1
小計	16	5	0	0	21

表6. 利用開始時(縦軸)と終了時(横軸)の強度点数の変化－第V因子

開始\終了	0	5	10点	計
0	2	0	0	2
5	0	6	0	6
10	1	8	4	13
小計	3	14	4	21

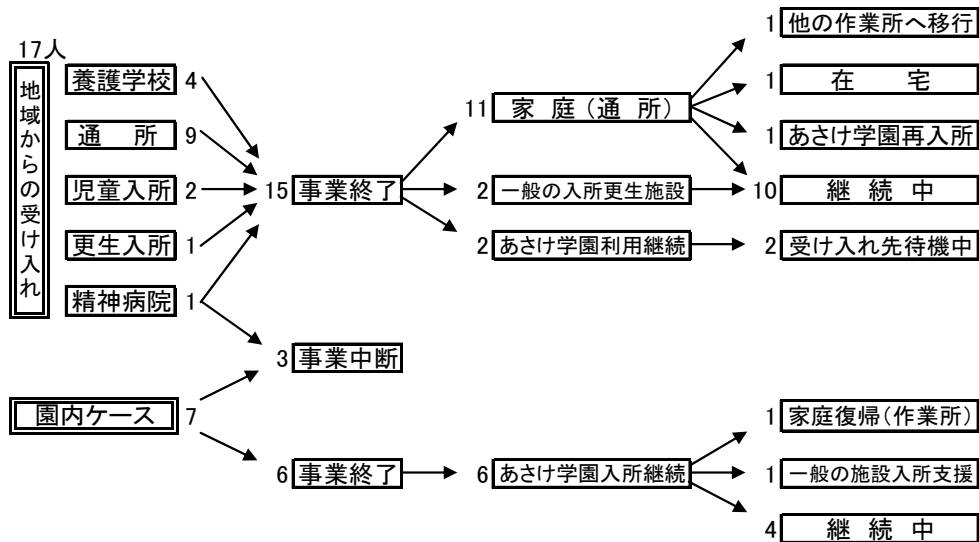


図1. あさけ学園における強度行動障害支援事業利用者の受け入れ先

表7. 現在、地域で生活している者の障害福祉サービス受給内容等と関連する背景情報

調査項目	該当者数(%)	No.3	9	10	8	1	13	5	4	6	7	2
性別		M	M	F	M	M	M	M	M	M	M	M
障害種別		自閉症	MR	自閉症	自閉症	MR	自閉症	自閉症	自閉症	自閉症	自閉症	自閉症
知的機能障害の水準		最重度	最重度	最重度	中度	最重度	最重度	重度	最重度	中度	中度	中度
終了時の強度点数		20	26	11	19	11	15	13	9	10	9	8
事業開始前の状況		児童入所	養護学校	児童入所	養護学校	精神病院	作業所	作業所	作業所	養護学校	作業所	作業所
障害程度区分			6	6	6	4	6	5	4	4	6	6
居宅介護	1 9.1%	5	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当
行動援護	3 27.3%	22	120	30	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当
うち複数介護	3 100.0%	可	可	可								
短期入所	11 100.0%	30	30	15	10	20	20	5	7	10	8	4
うち重度支援	2 18.2%	非該当	該当	該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当
昨年の利用頻度		月5回	月2回	月3回	月3回	年4回	年6回	年1回	年2回	年1回	年1回	年1回
1回あたりのおよその日数		2	2	3	3	5	4	5	5	2	3	3
使用している事業所数		複数	複数	複数	複数	あさけのみ	あさけのみ	あさけのみ	あさけのみ	あさけのみ	あさけのみ	単数
生活介護(日中活動)	11 100.0%	23	23	通所授産	23	5	23	通所授産	23	通所授産	通所授産	通所授産
移動支援	4 36.4%	12	非該当	非該当	12	非該当	非該当	非該当	非該当	10	非該当	8
うち複数介護	2 50.0%	可	可	可						不可	不可	不可
日中一時支援	7 63.6%	40	23	10	40	非該当	12	非該当	20	56	非該当	非該当
通所時の介護	10 90.9%	複数	複数	複数	複数	単数	単数	単数	単数	単数	単数	なし
精神科通院(薬物療法)	11 100.0%	あさけ診	あさけ診	あさけ診	あさけ診	あさけ診	あさけ診	あさけ診	転院	あさけ診	あさけ診	転院